

ALL THE WAY

A.P. MOLLER - MAERSK

サプライヤー行動規範

責任ある
ビジネス
活動のために



MAERSK

目次

CEOからのメッセージ	3
MAERSKの価値観	4
はじめに	5
実施	6
懸念の報告	7
行動規範	8
ビジネス倫理	
安全 衛生	
環境への配慮	
労働条件と雇用慣行	
用語集	14

CEOからのメッセージ

サプライヤー各位

A.P. Moller - Maerskでは、深く根付いた価値観が当社のビジネスの推進力であり、当社はその価値観を尊重しています。そういった価値観は、当社の持続可能な開発への取り組みを反映するもので、倫理的で公正なビジネスのあり方を示しています。

当社がビジネスを遂行し、お客様に価値を提供する上で、サプライヤー各社は重要な役割を果たしています。責任ある企業市民として、同じように責任あるビジネス慣行に取り組んでいるサプライヤーと当社は仕事をしたいと考えております。本サプライヤー行動規範では、サプライヤーが倫理的、社会的な責任、環境に対する責任を果たしながらビジネスを遂行する際に、従っていただきたい最低要件を説明しています。その要件は、国連世界人権宣言、労働安全衛生 (HSE) に関するISO標準、国際労働機関 (ILO) の中核的労働協定に基づいています。

サプライヤーには、本行動規範に基づく要件を遵守して行動し、また同様の基準をサプライチェーンパートナーにも遵守して戴きます。当社の調達業務は、継続的な改善手法を通じてサプライヤーと協業し、当社の要件を満たせるようサポートいたします。サプライヤーとの協力は、弊社顧客に持続可能なソリューションを提供し、サプライチェーン及び物流産業に持続的発展の実現をもたらします。

A.P. Moller - Maerskの重要なサプライヤーとして、皆様にも、責任あるビジネス慣行の継続・促進に取り組んで戴きたいと思えます。責任あるビジネス慣行を継続的に採用し促進するための取り組みとサポートが期待されています。また、コンプライアンスだけでなく、持続可能性の基準を引き上げるようご協力をお願いします。

今後ともよろしくお願いいたします。



Vincent Clerc

A.P. Moller - Maersk最高経営責任者

「サプライヤーは当社のビジネス遂行、ステークホルダーへの寄与のため常に重要な役割を果たしています。」

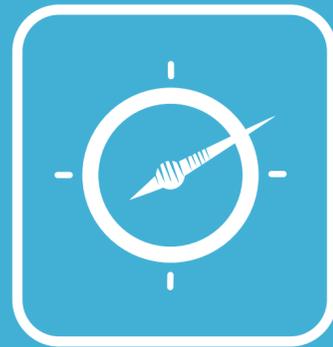


Maerskの価値観

A.P. Moller - Maersk (Maersk) には、ビジネスを推進する5つの「コアバリュー」があります。

これは、我々のビジネス運営の指針となるものです。この「コアバリュー」は、は創設者が当社に根付かせたもので、1世紀以上にわたるMaerskの発展を支えています。

経済市場が目まぐるしく変化する現代においても、当社のコアバリューは変わることなく、持続的な成長を促進する鍵となっています。



絶え間ない目配り

今日の出来事に注意を払い、積極的に明日に備える。



謙虚

耳を傾け、学び、共有し、譲り合う。



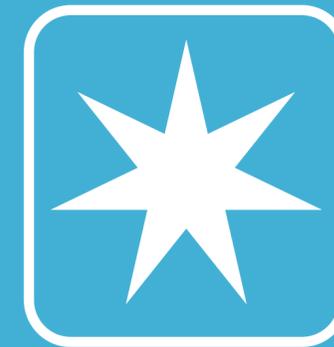
公明正大

当社の発言は約束である。



当社の従業員

優秀な人材にふさわしい環境。



当社の評判

当社が実践する価値観と、その評価の総合。

はじめに

A.P. Moller - Maerskサプライヤー行動規範(以後、「本規範」)は、直接のサプライヤーおよび当社が選定したサブサプライヤー(以後、「サプライヤー」)が、本行動規範に詳述されている責任あるビジネス原則に従って、適用されるすべての法律および規制を完全に遵守しながら、業務を遂行する最低必要要件を定めるものです。本規範の基準が地域法や国内法および国際基準と異なる場合、サプライヤーにはより厳しい基準に適用することが求められます。本規範の基準が地域法や国内法および国際基準と矛盾する場合、サプライヤーはそのような矛盾について当社に通知し、最も適切な行動方針を共同で確立できるようご協力をお願いします。

本規範は、国連グローバル・コンパクト(UNGC)への取り組みと、国連世界人権宣言、労働安全衛生(HSE)に関するISO標準、国際労働機関(ILO)の中核的労働協定など、世界的に認められた規範的基準の尊重を反映しています。

支配権のない合併事業、提携企業、船舶共有パートナーなどのビジネス関係において、当社はそのようなビジネスパートナーに参与し、本規範の原則と基準、またはサプライチェーンにおける持続可能性リスクの軽減に向けて同様に国際的に認められた基準の実施を推進するよう努めます。

また、当社のサプライヤーには、本規範の原則と基準、または国際的に認められた同様の基準を、サプライヤー、請負業者、合併事業パートナーなどの自社のビジネスパートナーにも実施することが求められています。

本規範で言及されている原則と基準の実施に関する詳しいガイダンスおよびその他の関連リソースは、当社の以下のWebサイトから入手できます。<https://www.maersk.com/procurement/what-we-expect-of-suppliers>



A.P. MOLLER - MAERSKサプライヤー行動規範ガイドライン

実施

当社はサプライヤーに対し、本規範の責任あるビジネス原則を認識し、それを厳守することを求めています。当社は、責任ある調達プログラムを通じた監査、自己評価、文書レビューを組み合わせ、サプライヤーによる本規範の遵守状況を評価します。本規範を実施していない部分がある場合、サプライヤーはMaerskと協議し、期限付きの改善計画を策定および実行することにより、対処する必要があります。当社は、社内リスク手順に従って定期的なレビューとフォローアップ監査を行い、コンプライアンスレベルをモニタリングします。

また、サプライヤーが適用される法律と規制、この規範の要件、およびサプライヤーの規模と業界に適した関連する統制を遵守することを保証します。

システムの開発と導入をお勧めします。この規範の根本的な目的は、定期的な対話と継続的なパートナーシップを通じて、持続可能な調達慣行を積極的に発展させるための基盤を確立することです。あれは。ただし、本規範に重大な違反があった場合、当社は契約の終了を含むすべての措置を講じる権利を留保します。

A.P. MOLLER - MAERSKサプライヤー行動規範ガイドライン

懸念の 報告

当社はサプライヤーに対し、本規範のいかなる部分についても従業員が報復を恐れることなく、匿名で不満を表明できる報告システムを保有することを求めています。苦情はすべて、公正かつ迅速に調査する必要があります。

また、Maerskの社内外の誰でも、本規範の違反の可能性や実際の違反が疑われる、または知っている場合、報告をお願いします。当社は、誠意を持って報告する者に対する報復は許容しません。

Maerskの代表者や関係パートナー、経営陣、またはMaersk内部通報システムなど、最も安心できるルートを通じて懸念事項を報告することができます。内部通報システムは、独立した企業 (NAVEX Global) が管理しており、24時間365日利用可能です。内部通報システムには、75を超える言語の通話に対応でき、匿名でレポートを送信する機能があります。

懸念事項をオンラインで報告する場合は、www.maersk.ethicspoint.comにアクセスしてください。

懸念事項を電話で報告する場合は、国際電話で+1 866 307 5672 (ほとんどの国で利用可能、料金がかかる場合があります) に連絡するか、www.maersk.ethicspoint.com で、お住まいの国のフリーダイヤルの電話番号をお調べください。

A.P. MOLLER - MAERSK

サプライヤー 行動規範

- ビジネス倫理
- 安全衛生
- 環境への配慮
- 労働条件と雇用慣行



ビジネス 倫理

当社はサプライヤーに対し、最高水準の倫理的行動に基づいたビジネスを求めています。サプライヤーには次のことが求められています。

- ・ あらゆる種類の腐敗行為、強要、贈収賄に関わらない、またはそれらから意図的に利益を受けない。
- ・ 事業を展開する国で、事業を規定する腐敗防止および贈収賄防止法、指令、規制を遵守する。
- ・ 利益供与金を回避し、その排除に努める。
- ・ 独占禁止法およびその他の競争法を遵守する。
- ・ 潜在的なまたは実際の利益相反をMaerskに開示する。
- ・ 国、企業、個人との商取引（制裁措置）、および多国間の物品やサービス、ソフトウェア、または技術の譲渡（輸出規制）に関する国内および国際貿易管理法を遵守する。
- ・ 製品の設計、製造、テストの際に、品質と持続可能性に細心の注意を払う。
- ・ データプライバシー法を遵守し、機密保持と情報セキュリティに関する契約上の要件に従う。



安全 衛生

当社はサプライヤーに対し、貴社の従業員全員に安全、安心そして健全な作業環境を提供することを求めています。サプライヤーには次のことが求められています。

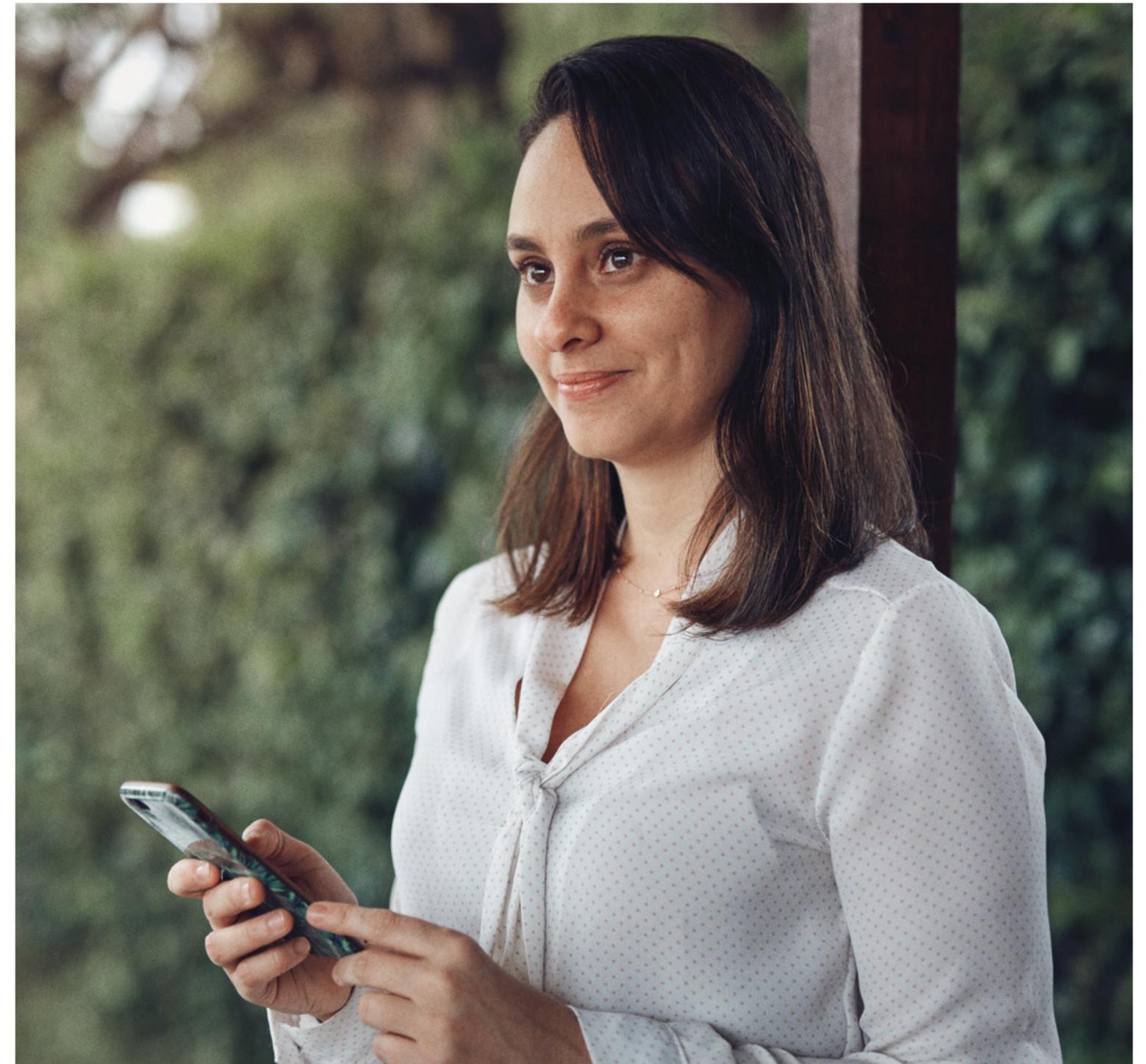
- ・ 安全委員会に従業員が参加し、効果的な安全衛生管理システムを確立し、実施する。
- ・ 安全管理システムを用いてリスクの特定、パフォーマンスの測定とモニタリング、継続的な改善の推進をサポートし、その運用から生じる衛生と安全のリスクを確実に軽減または最小化する。
- ・ 適用される法律、規制、顧客の要件に確実に対応する。
- ・ 作業の性質に適した基本的な個人用保護具を提供し、安全衛生システムに関するトレーニングを実施することにより、従業員を確実に保護する。
- ・ 報復を恐れることなく、従業員に危険な行為を報告する権限を与える。
- ・ 人や資産を危害や損害から保護するための安全イニシアチブを積極的に実施することを約束する。



環境への配慮

当社はサプライヤーに対し、業務において環境に配慮し、環境への悪影響を軽減または最小化するための継続的な改善に努めることを求めています。サプライヤーには次のことが求められています。

- ・ 関連するすべての地域および国の環境法ならびに国際基準を遵守し、必要なすべての環境の許認可や承認、登録を取得し、それらを維持する。
- ・ リスクの特定、パフォーマンスの測定とモニタリング、継続的な改善の推進を支援する効果的な環境管理システムを開発および実施し、業務から生じる環境への影響を軽減または最小化する。
- ・ 予防原則の手法を確立し、自社の業務およびサプライチェーン全体で環境に配慮した技術とプロセスを促進する。
- ・ 事業活動に関連する被害や悪影響から環境を保護するための取り組みを積極的に行うことを約束する。



労働 条件と 雇用 慣行

当社は、従業員が尊厳と敬意を持って扱われる職場環境を作り、維持することに尽力しています。当社はサプライヤーに対し、同様の取り組みを実践することを求めています。地域法がその他の要件を規定している場合、以下で言及される要件とともに適用されます。

サプライヤーは、**国連グローバル・コンパクト**の原則で定義されているように、国際的に認められた労働と人権の基準を尊重し、それに従ってください。サプライヤーには次のことが求められています。

- ・ 労働慣行および人権保護に関連するすべての適用法、規制、および国際基準を尊重する。
- ・ 平等な待遇を保証し、国内法および国際基準で禁止されている理由などによって、いかなる形態の差別も行わない。
- ・ 嫌がらせや虐待のない職場づくりを約束し、体罰もしくは精神的・身体的な強要、セクハラ虐待を行わない、またそのような行為を許可しない。さらに、そのような行為をほのめかして脅迫しない。



- ・ 公正な懲戒、苦情および解雇手続きを確立する。
- ・ 15歳未満の者(海上作業には16歳未満の者)、または地域で適用される法定最低就業年齢のいずれか厳格である方に該当する者を雇用しない。
- ・ 研修生を含む18歳未満の従業員には、夜間勤務や時間外勤務、身体的または精神的発達に危険を及ぼす、または有害な作業をさせてはならない。
- ・ あらゆる種類の強制労働または非自発的労働、人材斡旋機関によるものを含む採用料、保証金の請求、または従業員による自由な雇用の終了を妨げる可能性のあるその他の行為を禁止する。
- ・ 権利が侵されている、または基本的な公共サービスにアクセスできない可能性のある移民労働者の権利と健康を尊重するために特別な予防策を講じる。
- ・ 従業員が自由に結社し、労働組合もしくは労働者評議会への参加または不参加を選択し、国内法および国際協約に従って団体交渉に参加する権利を尊重する。
- ・ 地域の規制に従い、少なくとも本規範の規定に沿って、従業員が雇用条件を明確に理解し、口頭で説明を受けるか、理解できる言語による書面契約として提供される。
- ・ 国内法、関連する労働協約、および国際基準によって規定されている通り、時間外賃金、休憩、休暇期間など適切な労働時間の要件を遵守する。
- ・ 最低賃金、時間外賃金、法的に義務付けられた福利厚生に関する関連国内法、業界基準、国際基準を遵守する。
- ・ 有給の疾病休暇、年次休暇、育児休暇に関連する関連国内法、業界基準、国際基準を遵守する。
- ・ サプライヤーの施設で活動する警備員が、武力行使のガイドラインを含み、広く認識されている人権基準に従って行動することを保証する。
- ・ 個人情報保護法および最善慣行に照らし、従業員の個人データの収集とその後の処理を行う。



用語集

贈収賄: 役人に職務を履行させない、または支払者が受ける資格のないサービスを提供させるなど、してはならないことを行わせることを目的とした、直接および間接的な金銭の支払い、支払いの提供または約束、あるいは価値のあるものを提供すること。

従業員: 口頭または書面による、無期限または有期間の雇用契約の下で、パートタイムまたはフルタイムで働く個人。

利益供与金: 企業などが特定の人物や団体に財産上の利益を提供し、与えること。
利益供与金はそのための支払いまたは接待。例えば支払い義務のない公共サービスの提供に対し、下級役人が報酬を違法に要求してきた場合、それに応じること。

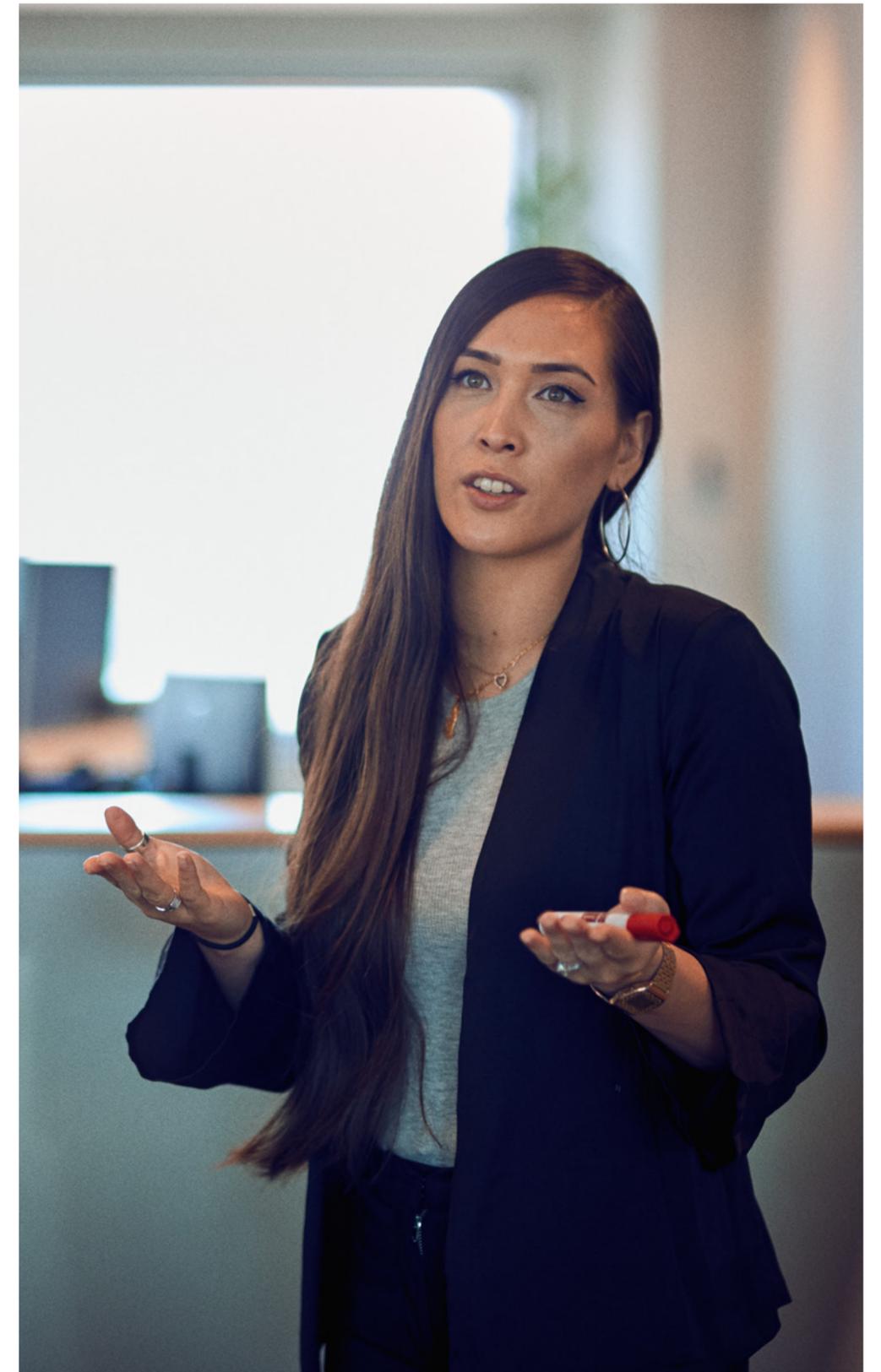
国際基準: Maerskは、国連グローバル・コンパクトに署名している。本書内の国際基準への言及は、主に国連グローバル・コンパクトの10原則を参照している。

予防原則: 活動が人間の健康や環境に危害を及ぼす恐れがある場合は、科学的に因果関係が完全に確立されていなくても、予防策を講じる必要がある。

サプライヤー: A.P. Moller - Maersk (支配権がない合併会社および関連会社を含む) のために、商品、サービスを提供する契約をしている企業体、請負業者、個人、代理人を意味する。

従業員: 雇用契約 (黙示的、口頭または書面による) またはその他の契約の下、雇用主の指示、指導、または要求により業務を遂行する個人、あるいは法律により労働者とみなされる個人。

労働者: 企業または組織によって直接的または間接的に雇用されている人。





ALL THE WAY

A.P. Møller – Mærsk A/S
サプライヤー行動規範



MAERSK